

弔慰金

1年以上加入した後に、加入者より先にしょうがいのある方が亡くなられた場合は、一時金として加入期間に応じて、次の弔慰金が支給されます。

加入期間	金額
1年以上5年未満	50,000円
5年以上20年未満	125,000円
20年以上の方	250,000円

脱退一時金

5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて次の脱退一時金が支給されます。

加入期間	金額
5年以上10年未満	75,000円
10年以上20年未満の方	125,000円
20年以上の方	250,000円

お問い合わせ先

申請の前に、必ず熊本県（熊本市）の担当窓口にご相談ください。

熊本市内の方：熊本市市役所 健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課 TEL 096-328-2519

熊本市外の方：熊本県庁 障がい者支援課総務班 TEL 096-333-2250

熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修会に参加して

1月24日の熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修会に参加させていただきました。

講師の方の実体験や考えのお話を聞き、改めてメンバーさんとの関わり方や言葉遣いなどが適切だったのかと考えさせられました。言葉遣いでも「ちゃん」「くん」を使っているのは虐待一步手前で利用者さんを下に見ている証というお話を聞き、自分が虐待とっていなくても、虐待につながっているかもしれないと考えた時に、メンバーさんの立場に立って支援していくことが重要だと思いました。虐待についても自分は虐待をしていないから大丈夫ではなく、メンバーさんに対しての対応が正しかったのか、もっと適切な対応があったのではないかと考え続けていくことが大事だと思いました。研修で学んだことをライン工房や日々の業務に活かしていけるように頑張っていきたいと思います。

支援員 木田 富博



障害者虐待防止法と虐待の状況について学びました。障害者虐待は障害者福祉施設従事者によるものも少なくないことから、私たちが虐待を起こさないためには風通しのよい職場環境を作ること、報告することや注意することが当たり前前の職場を作ること、虐待は知識不足が引き起こすこともあり、個人だけの責任ではなく、組織全体で虐待ゼロを目指さないといけないということを学びました。

事例を通して、虐待はいつでも起こる可能性があるということを改めて感じました。日々何気なく発している言葉や雰囲気が、相手にとっては苦痛を伴うこともあり、本人も気づかぬうちに虐待につながりかねない危険があるということを常に意識しないといけないと思いました。当たり前前とと思っていることや間違っていないという思い込みが、他者からみたら大きな間違いだということもあります。正しく接することができるか、相手を不快にさせていないかを常に意識しながら仕事をしていきたいと思いました。

支援員 大平久美子

..... 私たちも応援します **街の風**

(生)ふくし生協

〒861-8037 熊本市東区長嶺西3-2-66
TEL 096-274-3000 FAX 096-274-3001
URL <http://hc2.seikyoku.ne.jp/home/fukusi/>
E-mail fukusi@mc2.seikyoku.ne.jp

ほおずき会

〒861-8041 熊本市東区戸島5丁目8番6号
TEL 096-380-5752 FAX 096-380-1343

ホープ印刷(株)

〒861-8007 熊本市北区龍田弓削1丁目4-12
TEL 096-338-0500 FAX 096-386-3001
URL <http://www.hope-printing.co.jp>
E-mail mb@hope-printing.co.jp

(有)齊藤自動車センター

〒861-1112 合志市須屋670-1
TEL 096-345-1155 FAX 096-344-8916

(株)西部観光

〒862-0976 熊本市中央区九品寺1-5-3-2F
TEL 096-361-1188

(有)大成電気商会

〒862-0913 熊本市東区尾ノ上3丁目6-8
TEL・FAX 096-382-2666